

大和市告示第22号

大和市消防団運営交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月14日

大和市長 大 木 哲

大和市消防団運営交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市消防団（以下「消防団」という。）の受持区域の状況に応じた自主的かつ円滑な運営を図り、もって市民の生命及び財産等の保護に資するため、その運営に要する経費の一部として大和市消防団運営交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、消防団本団（以下「本団」という。）及び消防分団（以下「分団」という。）の運営事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、消防団の運営に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 消防団施設、消防車両及び消防資機材の維持管理に関する費用
- (2) 消防団活動に必要な消耗品の購入又は借用に関する費用
- (3) 福利厚生及び慶弔に関する費用
- (4) その他市長が運営に必要と認める費用

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、当該年度の予算の範囲内で市長が必要と認めた額とする。

(交付金の申請)

第5条 本団及び分団は、交付金の交付を受けようとするときは、消防団運営交付金交付申請書に消防団事業計画書及び消防団運営交付金収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付金の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、交付の適否を決定した上で、その旨を消防団運営交付金交付（不交付）決定通知書により本団及び分団に通知するものとする。

(交付金の交付)

第7条 本団及び分団は、前条の規定による交付決定の通知後、別に定める請求書により交付金の交付を請求しなければならない。この場合において、市長は、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 本団及び分団は、補助事業が完了したときは、消防団運営交付金実績報告書に消防団事業報告書を添えて市長に提出しなければならない。

(様式)

第9条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	消防団運営交付金交付申請書	第5条
第2号様式	消防団事業計画書	第5条
第3号様式	消防団運営交付金収支予算書	第5条
第4号様式	消防団運営交付金交付（不交付）決定通知書	第6条
第5号様式	消防団運営交付金実績報告書	第8条
第6号様式	消防団事業報告書	第8条